

クラブ・同好会の制度改革

総務委員会では昨年11月から、クラブ・同好会の制度改革に向けて準備を進めています。

1. 制度改革の必要性

制度改革の根拠には、

- ・会則改正後の現行の制度では、クラブ・同好会の設立承認機関が代議委員会しか存在せず、設立承認方法に差がなく、同好会に対する予算制限の根拠がない
- ・同好会からクラブへの昇格制度が濫用されている
- ・同好会が設立しやすいため、活動していない同好会の濫立を招いた
- ・同好会に課せられている1万円の予算制限により活動に必要な備品が購入できず、自由な活動を妨げている例がある
- ・クラブ及び同好会の所轄委員会が明確でない
- ・クラブの活動停止、廃止等の規定がない

という現在の見過ごせない悪弊があります。

2. 改革の内容について

これに対して総務委員会はクラブ・同好会の制度統合を基軸とした改革案をとりまとめ、教職員側と協議を進めており、以下の案を進める方向で調整しています。

- ・同好会への予算割り当てを中止するが、備品の修理等どうしても必要な支出のみ今より厳しい基準を設けて割り当てる
- ・クラブ代表委員を廃止し、クラブの部長会議を会計委員会に設置する
- ・同好会については更新制度を採用し、更新しなかった団体は解散、クラブについては設立要件を満たさなくなった段階で解散とする
- ・部の結成に校長の承認を必要とする
- ・活動把握のため、文化祭等の有志団体にも(無条件での)登録を義務づける

なお、文化祭予算の割り当ては従前通り文化祭実行委員会会計パートの判断に任せられ、会員等の構成者からの収入についても認められます。

クラブ・同好会の制度一本化は教職員側の諸事情により断念します。なお、現在予算支出をうけている同好会には予算面で問題が生じる可能性があるため、様々な手段を講じています。また、現時点で想定しているクラブの設立要件を既に満たしていない団体もあり、これについても対策を検討しています。

3. 今後の方針

本件は準備がまとまり次第代議委員会に提出し、本年度中の発効を予定しています。【クラブ・同好会担当: 武末創太】

後期以降制定・改正された規定

今年度後期以降、文化祭規定、渉外委員会設置規定が制定され、総務委員会規定の一部が改正されました。

1. 文化祭規定 (2011年9月21日制定)

文化祭規定では、

- ・文化祭の目的と生徒会が文化祭を主催する権利の確認(前文)
- ・文化祭の名称を「菁々祭」とすること(第1条)
- ・各クラブ・同好会は文化祭に積極的に参加しなければならないこと(第2条)
- ・有志団体は文化祭実行委員会の承認をもって文化祭に参加することができること(第4条)

などが定められました。

また、昨年の会則改正で文化祭実行委員会について定められたことに基づき、

- ・文化祭実行委員長は主催学年(開催年度に高校2年生となる学年)による選挙で任命されること(第7条・第10条)
- ・文化祭実行委員長は任意に文化祭実行委員を任免できること(第12条)
- ・文化祭実行会議は文化祭実行委員長及び各パート長によって構成され、総議員の3分の2の多数をもって議事を行うこと(第15条)
- ・次期パート長はパート長によって指名され、主催学年によって認証されること(第7条・第20条)

などが定められました。

2. 渉外委員会設置規定 (2011年9月21日制定)

関西生徒会連盟に加盟し、年度をまたいだ外交活動が必要となったことに対応するため、渉外委員会設置規定が制定されました。

規定では、

- ・渉外委員会を総務委員会に設置された常設の機関とすること(第2条)
- ・渉外委員会は他校との交流や情報交換、本会を代表した関西生徒会連盟などへの交流機関に参加などに関する事務を行うこと(第4条)
- ・渉外委員長は総務委員長がこれを任命すること(第6条)
- ・渉外委員長は渉外委員を任命すること(第11条)

などが定められました。【総務委員長: 羽衣杉雄】

祝！エコミクス甲子園優勝

1月22日に行われた第6回全国高校生金融経済クイズ選手権(エコミクス甲子園)全国大会で東大寺学園津山(5A)・横山(5E)チームが見事、総合優勝を果たしました。